スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店・・・・・・・・・・ 1 3

3 県の催事施設

■ ○目次 (P2)

2 事業所・店舗

県の催事施設

カラオケ教室等、マージャン店・・・・・・・・・・

1 3

旧

■ ○1 県民の皆さん (P3)

1 県民の皆さん

略

〇「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

・ 人との距離の確保

- 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。(できるだけ2m。最低1m)
- ・ 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
- できる限り予約を取って外出しましょう。

• マスクの着用

・ 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。<u>(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可)</u>

• 手洗いの励行

• 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手 を洗いましょう。

・ 自らの体調管理の徹底

・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

〇高感染リスクから遠ざかりましょう

■ ○1県民の皆さん(P3)

1 県民の皆さん

略

〇「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

• 人との距離の確保

- 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。(できるだけ2m。最低1m)
- ・ 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
- できる限り予約を取って外出しましょう。

• マスクの着用

・ 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。_____

• 手洗いの励行

・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手 を洗いましょう。

• 自らの体調管理の徹底

・ 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

〇高感染リスクから遠ざかりましょう

略

略

(新旧対照表) イベント開催方針の変更について

新 旧 ■ ○ 2 事業所・店舗 (P5) ■ ○ 2 事業所・店舗 (P5) 略 略 ③ 密閉対策 ③ 密閉対策 略 略 ④ 密接対策 密接対策 防止対策 具体的な方法・注意点 防止対策 具体的な方法・注意点 〇 従業員のマスク着用(必須) 〇 従業員のマスク着用(必須) <u>(フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は</u> 不可) 〇 入場者のマスク着用(励行徹底) 〇 入場者のマスク着用 (励行徹底) 飛沫対策 (フェイスシールドやマウスシールドの単独使用 飛沫対策 は不可) 〇 対面場面の遮断措置 〇 対面場面の遮断措置 ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビ ・ 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビ ニールカーテン等、パーティションで遮断。 ニールカーテン等、パーティションで遮断。 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

旧

■ ○ 2 事業所・店舗 (P10)

④ 遊技施設等

<カラオケ<u>店</u>、ライブハウス>

- 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ<u>店</u>、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。
- ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケ<u>店</u>の場合は、 小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床 サイン等の実施。
- 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- ・ カラオケ<u>店</u>の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用 により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- ・ 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
- 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- 多数の人が触れる部分(特に口が触れる物)は、重点的に消毒を 実施。

■ ○ 2 事業所・店舗 (P10)

④ 遊技施設等

<カラオケボックス、ライブハウス>

- 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ<u>ボックス</u>、ライブ ハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが 重要であり、以下の感染防止対策を実施。
- ・ 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケボックスの場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- ・ 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床 サイン等の実施。
- 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- ・ カラオケ<u>ボックス</u>の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風 機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- ・ 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
- 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- ・ 多数の人が触れる部分(特に口が触れる物)は、重点的に消毒を 実施。

旧

■ ○ 2 事業所・店舗(P14)

<理美容業>

略

<合唱サークル、カラオケ教室等>

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
- ・ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
- 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を確保。<u>(できるだけ2m。最低1m。)</u>
- ・ 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
- ・ 歌唱する者以外はマスク着用。
- ・ 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
- レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけ の時間を設けること。

<マージャン店>

■ ○ 2 事業所・店舗 (P14)

く理美容業>

略

<合唱サークル、カラオケ教室等>

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
- ・ 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎 に分けて行うこと。
- ・ 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を2m以上確保
- 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
- 歌唱する者以外はマスク着用。
- 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
- ・ レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけ の時間を設けること。

〈マージャン店〉

略

略

旧

■ ○3 県の催事施設 (P16)

 イベントの規模要件(人数・収容率等)は以下のとおりとする(1 イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能)。詳細は、<u>令和2</u> 年11月12日付内閣官房事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に則る。

	収容率	人数上限
屋内	50%以内	5,000 人
屋外 十分な間隔(できれば2m)		5,000 人



	収容率		人数上限
イベント の類型	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの (例) ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大声での歓声・声援等が想定されるもの (例:ロック、ボップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等)	① 収容人数 10,000 人超⇒ 収容人数の 50%② 収容人数 10,000 人以下⇒ 5,000 人
	100%以内	50% (※3) 以内	(注)収容率と人数上限 でどちらか小さいほうを
	〔席がない場合は適切な間隔 (最低限人と人とが接触しない程度の間隔)〕	〔席がない場合は十分 な間隔(1 m)〕	限度 (両方の条件を満た す必要)。

- ※1 必要な感染防止対策:①消毒の徹底、②マスク着用の担保、③参加者及び出演者の制限、④参加者の把握、⑤大声を出さないことの担保、⑥密集の回避、⑦演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除、⑧催物前後の行動管理(令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」別紙3より)
- ※2 これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、イベント中の発声がないことを前提とし、今後、必要な感染防止策が担保される場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と同様に取り扱うことを可とする。
- ※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では 座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

■ ○3 県の催事施設 (P16)

• イベントの規模要件(人数・収容率等)は以下のとおりとする(1 イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能)。詳細は、<u>令和2</u> 年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制 限等について」に則る。

	収容率	人数上限
屋内	50%以内	5,000 人
屋外	十分な間隔(できれば2m)	5,000 人



業種別ガイドラインの見直しを前提に、マスク着用率 100%など必要な感染防止対策が担保される場合、以下の要件へ緩和可。

	収容率		人数上限
イベント の類型	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの (例: クララシック音楽コンサート、	大声での歓声・声援等 が想定されるもの	①収容人数 10,000 人超 ⇒ 収容人数の 50%
	演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能· 演芸、公演·式典、展示会 等)	スポーツイベント、公営競技、公 演、ライブハウス・ナイトクラブ でのイベント等)	②収容人数 10,000 人以下
	100%以内	50% (※3) 以内	⇒ 5,000人
	〔席がない場合は適切な 間隔(最低限人と人とが 接触しない程度の間隔)〕	〔席がない場合は十分 な間隔(1 m)〕	(注)収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)。

※1 必要な感染防止対策:①消毒の徹底、②マスク着用の担保、③参加者及び出演者の制限、④参加者の把握、⑤大声を出さないことの担保、⑥密集の回避、⑦演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除、⑧催物前後の行動管理(令和2年9月11日付内閣官房事務連絡「11月末までの催物の開催制限等について」別紙3より)

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では 座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

(新旧対照表)イベント開催方針の変更について

新

旧

■ ○3 県の催事施設 (P18)

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドライン による厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

- 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- 観客の入退場時の密集回避。
- <u>出演者と観客が接触するような演出や企画はなるべく避けること。</u> _(例:握手会など)_

<ステージ出演者(歌唱者、演奏者など)>

- 出演者同士の間隔を確保。(できるだけ2m。最低1m。)
- マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- 楽屋などでの3密回避。

<観客>

- ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

■ ○3 県の催事施設 (P18)

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドライン による厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

- 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- 観客の入退場時の密集回避。

<ステージ出演者(歌唱者、演奏者など)>

- 出演者同士の間隔を2m以上確保。
- マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- 楽屋などでの3密回避。

く観客>

- ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

(新旧対照表)イベント開催方針の変更について

新

■ ○3 県の催事施設 (P19)

<ステージ出演者所属事務所>

- 所属タレント等、事務所関係者の、日頃の行動制限(3密などのリスクがある場所への移動を控える等)を徹底。
- <u>毎日、所属タレント等、事務所関係者の健康チェック(検温、体調</u> <u>確認)。</u>
- <u>体調不良者を、ステージ本番、稽古、リハーサル、打合せ等へ参加</u> させないよう徹底。
- 稽古、リハーサル、打合せ、移動、休憩等、あらゆる場面(出演時を除く)でのマスク着用、手指消毒、3密回避の徹底。
- <u>稽古場、リハーサル会場、打合せ場所、移動中車内、楽屋等の換気、</u> 清掃、消毒の徹底。
- <u>出演に際し、適切な感染防止対策が整っているイベントであるか事前に十分検討し、感染防止対策が不十分なイベントへは所属タレントを派遣しない。</u>
- 事務所スタッフや出演者家族等、関係者の帯同や立会いは必要最低限の人数とする。
- ステージ衣装や小道具等は、使用の都度、洗濯ないしは交換。
- 共同生活の場合における、手指消毒や3密回避等、基本的な感染防止対策の徹底。